

2024年1月

社会福祉士国家試験 直前10点アップ講座をご受講の皆様へ

LEC東京リーガルマインド
福祉支援事業本部 福祉資格課

「直前10点アップ講座 テキスト(XM24142)」の訂正

拝啓 平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、「直前10点アップ講座 テキスト(XM24142)」の記述におきまして、誤りがございました。受講生の皆様方にはご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。ご面倒ですが、以下の内容で学習いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【訂正箇所】

1. テキスト p.67 問30 解説4

誤

- 4 ○ 適切である。市町村社会福祉協議会の構成は、市町村内で社会福祉を目的とする事業の経営者と社会福祉活動を行う者が参加する。

↓

正

- 4 × **不適切である**。社会福祉法は、市町村社会福祉協議会の参加を「市町村社会福祉協議会は、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加する」と規定されています。したがって、区域内における社会福祉事業又は社会福祉に関する活動を行う者の過半数が参加するものではありません。よって本肢は(×)不適切です。

なお、指定都市にある市町村社会福祉協議会は、その区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものと規定されています。

また、指定都市以外の市及び町村にある社会福祉協議会では、その区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものと規定されています。

2. テキスト p.135 公式No.59 生活保護の実施機関と実施体制 「実施体制」上から2行目

誤

指導監督員(20歳以上で社会福祉主事を任用必置)、現業員(20歳以上で社会福祉主事を任用必置)

↓

正

指導監督員(18歳以上で社会福祉主事を任用必置)、現業員(18歳以上で社会福祉主事を任用必置)

社会福祉法では、「社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、社会福祉士などのもののうちから任用しなければならない」と規定しています。

3. テキスト p.137 公式No.60 生活困窮者自立支援法 「必須事業」上から5行目

誤

認定就労訓練事業(一般就労支援)

↓

正

認定就労訓練事業(中間的就労)

生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドラインによると、「生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)は、一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する就労の形態として位置づけられる」と示されています。

以上